平成２２年（フ）第１３９８号
札幌市豊平区豊平４条２丁目１番20―405号
債務者　長土居とも子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４０９号
札幌市白石区南郷通17丁目南４番１号　セピア17Ａ―102号
債務者　伊藤　勝子（旧姓難波）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１７号
札幌市西区宮の沢２条２丁目10番48号　ルモア103号
債務者　荒谷　勇樹
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３１号
札幌市北区太平９条５丁目５番３号　右
債務者　福島　順子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３７号
札幌市白石区菊水５条１丁目３番３号　リバーサイドハイツ101号
債務者　木村　恭子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８１号
札幌市手稲区前田８条17丁目３番28号
債務者　尾崎　トシ
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１５号
札幌市北区北27条西15丁目１番18号　サンハイツ27―202号
債務者　佐賀　敏男
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５３３号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目11番31―804号
債務者　野表　明美（旧姓建田）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５４号
札幌市白石区本郷通10丁目南２番６号　アムハイム201号
債務者　山田　春美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５９号
札幌市豊平区平岸４条16丁目４番39号　赤塚
債務者　塚田　綾子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４号
北海道白老郡白老町東町２丁目４番44号
債務者　佐藤実千恵
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
北海道室蘭市宮の森町３丁目10番４―306号
債務者　大橋　智鶴
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
北海道室蘭市中島本町２丁目５番１―405号
債務者　清野　豊三
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
北海道室蘭市高砂町４丁目27番７号、前住所北海道室蘭市水元町９番２―101号
債務者　高田せい子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
北海道登別市美園町５丁目32番地１　トヨタ楓寮201
債務者　柿本　哲也
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
北海道斜里郡清里町字江南257番地
債務者　野崎　信行
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
岩手県奥州市前沢区字七日町44番地
債務者　鈴木けい子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１５１号
群馬県藤岡市藤岡2796番地３
債務者　神保　明美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部